

議会運営委員会日程

令和4年10月3日（月）
午前10時 502会議室

日程第1 陳情の取扱いに関する在り方について

日程第2 その他

陳情の取扱いに関する在り方について

● 議会の自律権に係る内容のもので、議会又は議員に係る陳情の付託及び取扱いの考え方(案)

(1) 議会全体で取り扱うべき問題に関する陳情

委員会に付託し、審査することを基本とする。ただし、審査の時期等は、各会派等における議論の進捗を勘案しながら委員会で判断する。

【例】議員の被選挙権に関するもの等

(2) 議員個人で対応すべき問題に関する陳情

当該議員による説明及び対応を基本とし、委員会付託しない取扱いとすることを検討する。

【例】会議中の発言に関するもので懲罰に該当しないもの、政務活動費の使途に関するもの等

【令和4年9月5日現在の協議事項】

- ① 議員個人で対応すべき問題に関するもの
- ② 提出者の住所が市外で郵送によるもの

《参考》 陳情の委員会付託の取扱いに関する議会運営の手引き（抜粋）

207 請願、陳情の付託委員会は、議長が正副委員長会議に諮って決める。（事前に関係局と協議し、所管局を調整している。）

なお、次の各号のいずれかに該当すると議長が判断するときは、正副委員長会議で確認の上、委員会付託をしないこととする。

陳情の取り扱いについて

- 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの
- 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
- 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）
- 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの（*）
- 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの
- 9 提出者が県外のもの
- 10 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの

（*）注釈「その後、特段の状況の変化がないもの」

- 1 議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない。
- 2 年月の経過も一つの状況の変化ととらえることができるものとする。ただし、予算に関するものにあつては議決のあった年度内、制度等に関するものにあつては議決後概ね1年を経過するまでの間に提出のあったものは除く。

陳情の取扱いに対する各会派の見解の要旨

令和4年4月21日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副委員長会議の中で、当時の斎藤総務委員長から「陳情の付託の取扱いについて議運で検討してほしい」との発言があり、この間、協議してきた。 ・ 自民党としては、請願と陳情の取扱いに区別を設けることを提案してきたが、先日の議運で各会派の意見が合意に至らなかった。 ・ 今回の協議のきっかけとなった2つの陳情について、議会内部のことは、他から干渉されることなく議会で決めるべきとの思いをかたちにしなければならぬと考えることから、委員会付託しない陳情の対象に「議会の自律権に係る内容のもの」という項目を新たに追加することを提案したい。 ・ 公明党の提案については、市民の中には様々な理由で陳情書を持参することが難しい方もいるため、自民党の中でも様々な意見があった。そこで、市民からの郵送には対応できるよう、「提出者の住所が市外で郵送によるもの」と修正できないか検討してほしい。
共 産 党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「議会に直接関係する内容のもの」など、拡大解釈の恐れがある規定は賛同ができないため、新たな規定はできるだけ設けず、一律の対応とならないように、議長と議会局がその都度検討し、判断した上で、提出者に説明すべきであると考えている。 ・ 自民党提案の議会の自律権に係る内容のものは、団に持帰り検討したい。 ・ 公明党の提案については、①は委員会の審査になじまないものとの提案であるがその判断はどうするのか、②は郵送でしか提出できない方もいる、③は災害や交通等の県や国全体に係る内容については、市外からの提出も考えられることから、それぞれ項目について規定に加えるのは難しい。
公 明 党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公明党の提案は、12項目あったものを議運に提案するに当たって3項目まで絞ったものであるが、自民党の提案内容は、やぶさかではないため団に持ち帰りたい。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔2月8日提案〕①陳情の内容が単なる事実の報告又は苦情であるものなど、その性質上委員会における審査になじまないもの、②郵送により提出されたもの、③代表者が市外のもの</p> </div>
み ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自民党提案の議会の自律権に係る内容のものは賛同したいが、自律権の定義は整理する必要があると考える。 ・ 公明党の提案については、①は苦情と陳情をどう区別するのか、②は障害者や心の病から郵送でしか提出できない方もおり、議会ではパラムーブメントを推進する決議もしている、③は居住による取扱いに差を設けるべきではないと、それぞれ考えることからいずれも慎重な議論が必要だと考える。